

令和5年度 新発田市強い農林水産業づくり支援事業実施要領

第1 趣 旨

新発田市強い農林水産業づくり支援事業（以下「事業」という。）の実施については、新発田市補助金等交付規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この実施要領の定めるところによる。

第2 事業目的

生産条件の整備、経営体の育成及び地域特産体制の確立を図り、環境への配慮と有機資源の有効利用が可能な条件整備を推進する。

第3 事業実施基準

1 実施区域

市内全域とする。

2 補助区分

事業は、事業主体が自ら行う取組に対する助成（以下「補助」という。）と、リース契約に基づき農業者等（以下「借受者」という。）に貸し付けるために事業主体が導入する機械・施設等に対する助成（以下「リース」という。）とに区分して実施する。

3 事業主体

事業主体は、別表のとおりとする。

4 借受者

借受者は、別表のとおりとする。

5 事業実施期間

事業の実施期間は、1年とする。

6 内容及び採択基準

内容及び採択基準は、別表及び以下の採択基準のとおりとする。

- (1) 農産物の場合は、有機資源センター等の堆肥を利用すること及び、流通過程が明確に分かるものを作成すること。
- (2) 団体等の規約、機械・施設の管理運営規定が策定されていること。
- (3) 特に定める場合を除いて団体等の運営計画及び3年後の目標値を作成すること。

第4 助 成

- (1) 市は、毎年度予算の範囲内において、事業の実施に要する経費に対して助成を行うものとする。
- (2) 補助率等は、別表のとおりとする。
- (3) 概算払により補助金を受けようとする場合は、補助事業等概算払請求書を提出すること。

第5 計画及び報告

1 計画

別表（1）について、事業主体は、3年間の利用面積、作付面積及び出荷数量の計画を立てるものとする。

2 報告

- (1) 別表（1）について、事業主体は、事業実施後3年間は事業実績を調査し、達成状況報告書を調査年次の翌年度の6月末までに市へ提出するものとする。
- (2) 別表（1）について、事業実施3年を経過した後、事業主体は、耐用年数期間内において、市から要請があった場合は栽培面積及び出荷量等について報告するものとする。

第6 雜 則

この要領に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月3日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表

事業内容	補助区分	事業費範囲 (補助率)	支援内容・採択基準	事業主体 (借受者)
(1) 機械・施設整備	補助	100～3,000 千円 (施設 1/3 以内、機械 3/10 以内) 補助額：税抜き事業費×補助率 (千円未満切捨て)	【支援内容】 有機資源センター等の良質堆肥を利用した安心安全な農作物の生産販売、減農薬減化学肥料栽培農産物のブランド化、地場産農産物における地域内消費・地域交流、農産物の加工・流通・販売等を目的とした生産環境・生産条件整備に係る機械・施設整備に対する支援	農業者の組織する団体、農業協同組合等
	リース	100～3,000 千円 (1/3 以内) ※更新の場合 100 千円～ 補助額上限 500 千円 (1/3 以内) 補助額：税抜き事業費×補助率 (千円未満切捨て) ※施設のみ（施設と一体的に整備する場合に限り、附帯設備も対象とする。）	【採択基準】 1 国庫及び県単事業の補助対象外となるものを対象とする。 2 原則として、事業の対象とする品目が「地域園芸振興プラン」で位置づけられていること。 3 汎用性の高いものは原則認めない。 4 導入した施設の利用は、水稻育苗との兼用を認めない。 5 原則更新は認めないが、リースに限り、施設の更新は対象とする。 6 施設を新規導入する場合 2a、更新の場合現状以上、機械を新規導入する場合 20a 以上の面積に取り組むこと。 7 現状以上の単収 (kg/10a) 増加を目標とすること。 8 事業費の決定にあたっては、2者以上の関係業者から見積もりを徴収するものとする。 9 作物の作付は、施設にあっては耐用年数の 10 年、機械にあっては耐用年数の 7 年間、継続するものとする。	農業協同組合、民間リース会社（農業者個人、農業者の組織する団体等）

事業内容	補助区分	事業費範囲 (補助率)	支援内容・採択基準	事業主体 (借受者)
(2) 特認 農林県単上乗せ機械・施設整備 (アスペラ・イチゴ)	リース	新潟県農林水産業総合振興事業による。 ※補助額上限 2,000千円 (1/10以内)	【支援内容】 新潟県農林水産業総合振興事業と歩調を合わせ、新発田市の園芸の「かなめ」となる品目の生産環境・生産条件整備に係る機械・施設整備に対する上乗せ補助 【採択基準】 新潟県農林水産業総合振興事業の実施要領に準ずる。	農業協同組合、民間リース会社、第3セクター (新潟県農林水産業総合振興事業に準ずる。)
(3) 特認 農林県単上乗せ機械・施設整備 (果樹)	リース	新潟県農林水産業総合振興事業による。 ※補助額上限 2,000千円 (1/10以内)	【支援内容】 新潟県農林水産業総合振興事業と歩調を合わせ、新発田市の園芸の「かなめ」となる品目の生産環境・生産条件整備に係る機械・施設整備に対する上乗せ補助 【採択基準】 新潟県農林水産業総合振興事業の実施要領に準ずる。	農業協同組合、民間リース会社、第3セクター (新潟県農林水産業総合振興事業に準ずる。)
(4) 耕作放棄地対策	補助	1団体当たり 補助額上限 200 千円※ただし、県 単事業の活用が見 込めない場合は 100千円 (25千円/10a)	【支援内容】 除草剤や機械等の利用による耕作放棄地の解消を目的とした取組に対する支援 【採択内容】 農業者を含む地域住民の意向による取組を対象とする。	農業者を含む地域団体
(5) 生産体制強化・加工・流通・販売促進	補助	1団体当たり 補助額上限 300 千円 (1/2以内)	【支援内容】 効率的な営農形態・高所得確保を目指した生産組織の生産体制強化及び生産物の加工・流通・販売促進に対する支援 【採択内容】 担い手を中心とした組織強化計画を策定すること	農林水産業者の組織する団体
(6) その他	補助 リース	(1/2以内) ※必要に応じて 協議する	上記に掲げるほか、農林水産業振興のために特に必要と認める事業	